

# 「さいたま市週休2日試行工事」のフロー

## 工事設計前

週休2日試行工事は、**全ての土木工事を対象**として実施する  
ただし、事由を満たせば適用除外とする

週休2日試行工事を適用する場合

発注者指定型・受注者希望型を選択

週休2日試行工事を適用しない場合

(適用除外事由)

- ・対象期間（現場着手日から現場完了日）が1週間未満の工事
- ・単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
- ・工事所管課（所・室）の判断で適用除外とする工事

通常の工事として発注

## 工事設計

### 発注者指定型

当初の設計金額において、経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う

休日形態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休相当	1.05	1.04	1.04	1.06

### 受注者希望型

当初の補正は行わない

## 工事発注（告示）

(執行伺)  
備考欄に「週休2日試行工事（発注者指定型）」と記入  
(告示文書)  
告示文書のその他欄に、以下の文言を記載  
本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。  
(特記仕様書)  
「さいたま市週休2日試行工事特記仕様書（発注者指定型）」を追加（特記仕様書一覧で☑を入れる）

(執行伺)  
備考欄に「週休2日試行工事（受注者希望型）」と記入  
(告示文書)  
告示文書のその他欄に、以下の文言を記載  
本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。  
(特記仕様書)  
「さいたま市週休2日試行工事特記仕様書（受注者希望型）」を追加（特記仕様書一覧で☑を入れる）

## 契約

受注者は契約締結後速やかに、休日取得予定について以下より選択し、  
【様式1】休日取得予定通知書で発注者へ通知する

休日形態	定義
4週8休相当	現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上
4週7休相当	現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満
4週6休相当	現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満
実施しない	休日形態の指定を行わない

以降の書類提出不要

現場着手日までに4週間を単位とした【様式1】休日取得計画書を、発注者へ提出する。

発注者指定型

受注者希望型

### 現場着手

翌4週分の【様式2】 休日取得計画書を、発注者へ提出する。（作業開始の7日前までに提出）

前4週分の【様式3】 休日取得実施書を、発注者へ提出する。（4週の末日から10日以内に提出）

#### 未達成

**未達成の定義（発注者指定型）**  
4週8休相当の達成が困難となった場合（現場閉所率28.5%未満）

**未達成の定義（受注者希望型）**  
4週6休相当の達成が困難となった場合（現場閉所率21.4%未満）

【様式5-1】未達成報告書（発注者指定型）を発注者に提出

【様式5-2】未達成報告書（受注者希望型）を発注者に提出

当初の設計金額において補正していた経費分を減額変更

発注者指定型	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
未達成	1.00	1.00	1.00	1.00

### 現場完了（後片付けの期間は除く）

経費の補正を行うため、【様式4】 休日取得実績報告書を発注者へ提出する

発注者は、【様式4】 休日実績報告書で、対象期間全体における週休2日の達成状況を確認し、契約変更にて経費を補正する

休日形態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休相当	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休相当	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休相当	1.01	1.01	1.02	1.03

4週8休相当以上の休日を取得した場合に限り、工事成績評定において加点を行う

### 完成検査

受注者から【様式6】 実施証明書申請書による申請があった場合、発注者は【様式7】 実施証明書を発行する